

# 市町村連携による中山間対策の取り組み

令和4年6月29日  
高知県中山間振興・交通部



# 本日の説明内容



## 1 高知県の概要

- (1) 高知県の概況
- (2) 本県の中山間地域を取り巻く環境

## 2 市町村と連携したこれまでの主な取り組み

- (1) 市町村とともに歩んできた中山間対策
- (2) 具体的な取り組みの内容
  - ①地域支援企画員制度
  - ②生活環境づくり
  - ③集落実態調査
  - ④集落活動センター

## 3 新たな中山間対策



# 1

# 高知県の概要

---

# (1) 高知県の概況

## ■ 高知県の特徴



# ■ 高知県の地形

## ◇ 山間部



V字型の地形 (山・川・山)



農地に適した土地が少ない

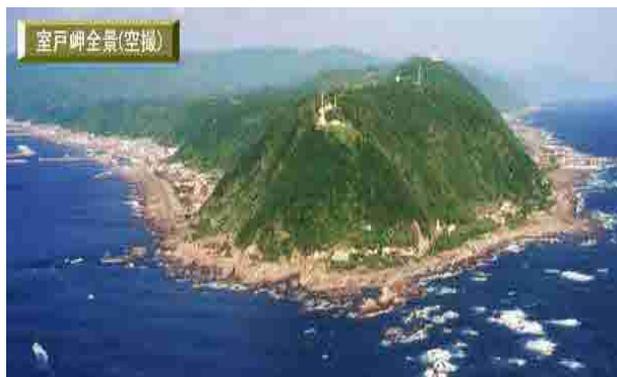


家屋が斜面に点在し、集落を形成

## ◇ 海岸部



山と海との距離が近い



平地が少ない

地理的な条件が厳しく、工業立地に向かない ⇒ 一次産業中心の産業構造

# (2) 本県の中山間地域を取り巻く環境

## ■ 中山間地域の定義

### 中山間地域とは

高知県の定義：地域振興立法5法の対象地域

- ① 過疎地域持続的発展支援特別措置法による「過疎地域」
- ② 特定農山村法による「特定農山村地域」
- ③ 山村振興法による「振興山村地域」
- ④ 半島振興法による「半島地域」
- ⑤ 離島振興法による「離島地域」



県内34市町村のすべてが中山間地域を含む市町村

中山間地域は県の面積の  
**約93%**を占め、  
約4割の方がお住まい

面積 (km <sup>2</sup> )			人口 (人)		
県全体	中山間地域	割合	県全体	中山間地域	割合
7,104	6,623	93.2%	691,527	262,503	38.0%

\* 令和3年度高知県集落調査より作成

# ■ 中山間地域の課題

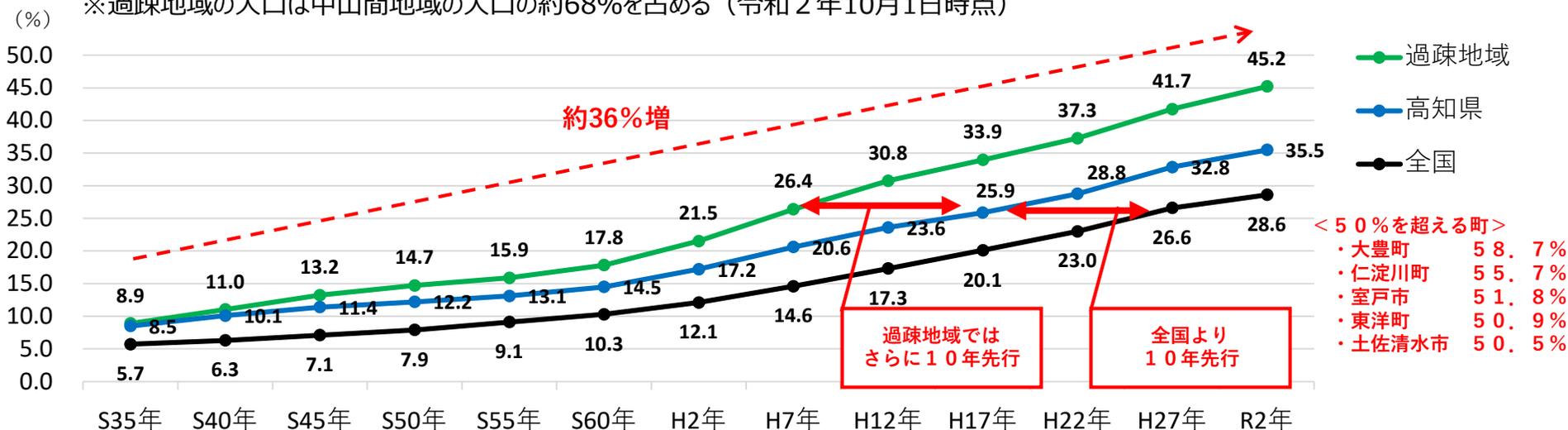
## ● 中山間地域の人口の推移

中山間地域の人口は、  
昭和35年から継続的に減少  
60年間で約27万人減少  
(約51%減)



## ● 過疎地域の高齢者比率の推移

※過疎地域の人口は中山間地域の人口の約68%を占める (令和2年10月1日時点)



- < 50%を超える町 >
- ・大豊町 58.7%
  - ・仁淀川町 55.7%
  - ・室戸市 51.8%
  - ・東洋町 50.9%
  - ・土佐清水市 50.5%

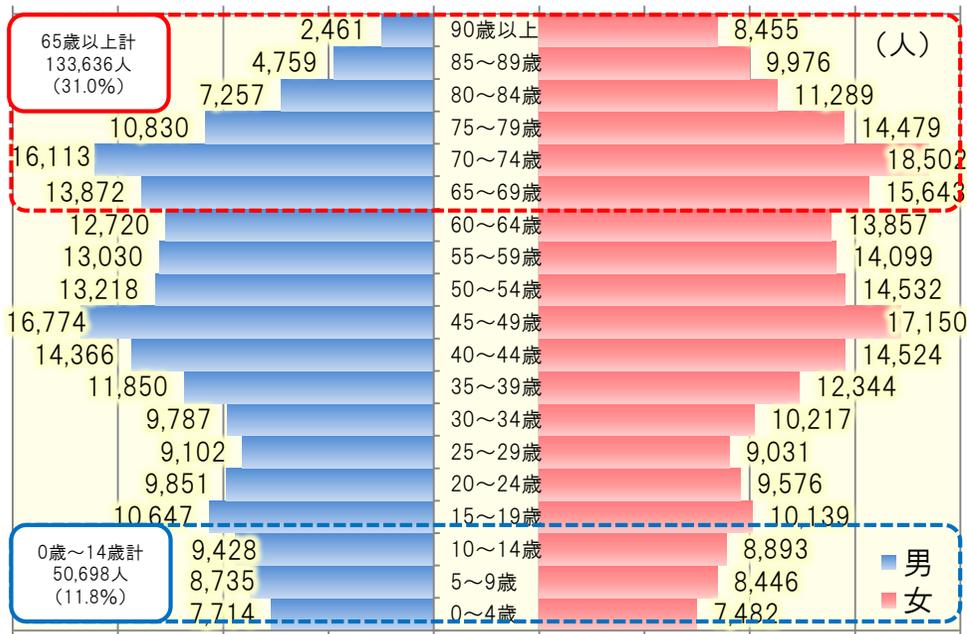
◇高知県の高齢者比率は35.5%で、全国で2番目の高率 (全国28.6%)

◇過疎地域の高齢者比率は45.2%で、県平均より9.7ポイント高い

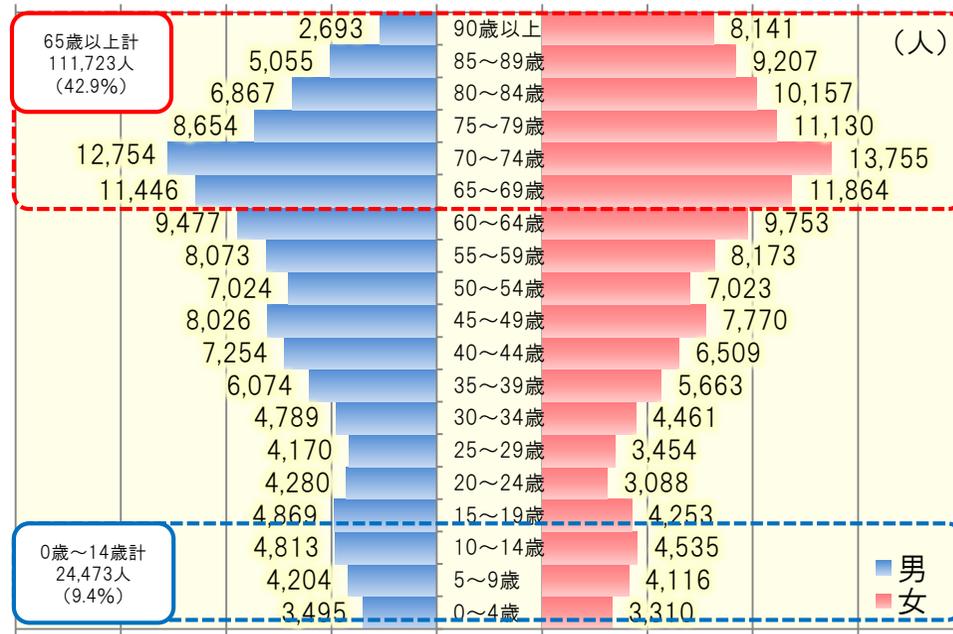
※令和2年国勢調査及び  
令和3年度高知県集落調査より作成

# ■ 中山間地域の年齢別人口（人口ピラミッド）

**都市部** <高知市・南国市・土佐市・香南市の4市>



**中山間地域** <左記の4市を除く30市町村>



※令和2年国勢調査を基に当課で作成

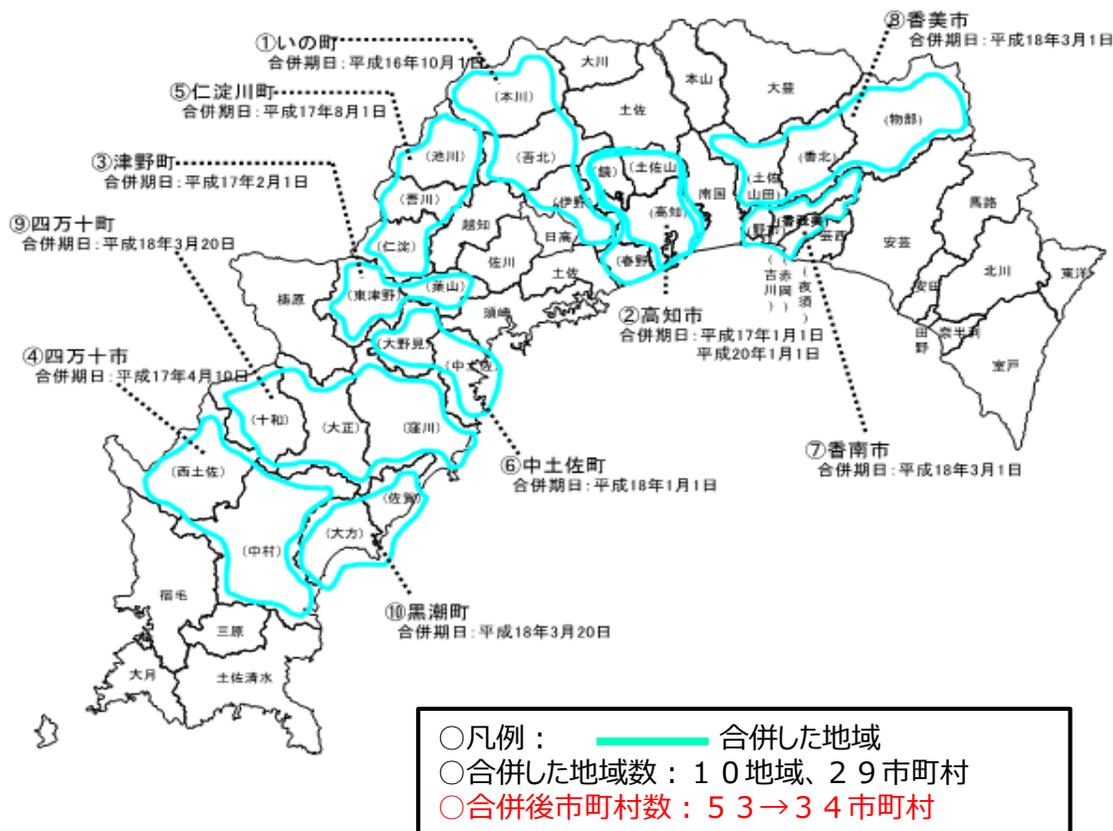
◇高知県中央部の4市では、**つぼ型**に近い形状  
◇総人口（431,148人）に対して生産年齢人口（246,814人）が占める割合は、**約57.2%**

生産年齢人口比率に  
約10%の差！

◇高知県中央部以外の30市町村では、**逆三角形**に近い形状  
◇総人口（260,379人）に対して生産年齢人口（124,183人）が占める割合は、**約47.7%**

**中山間地域は若い人が少なく、将来的にはあらゆる分野での活動の継続が困難になる恐れがある**

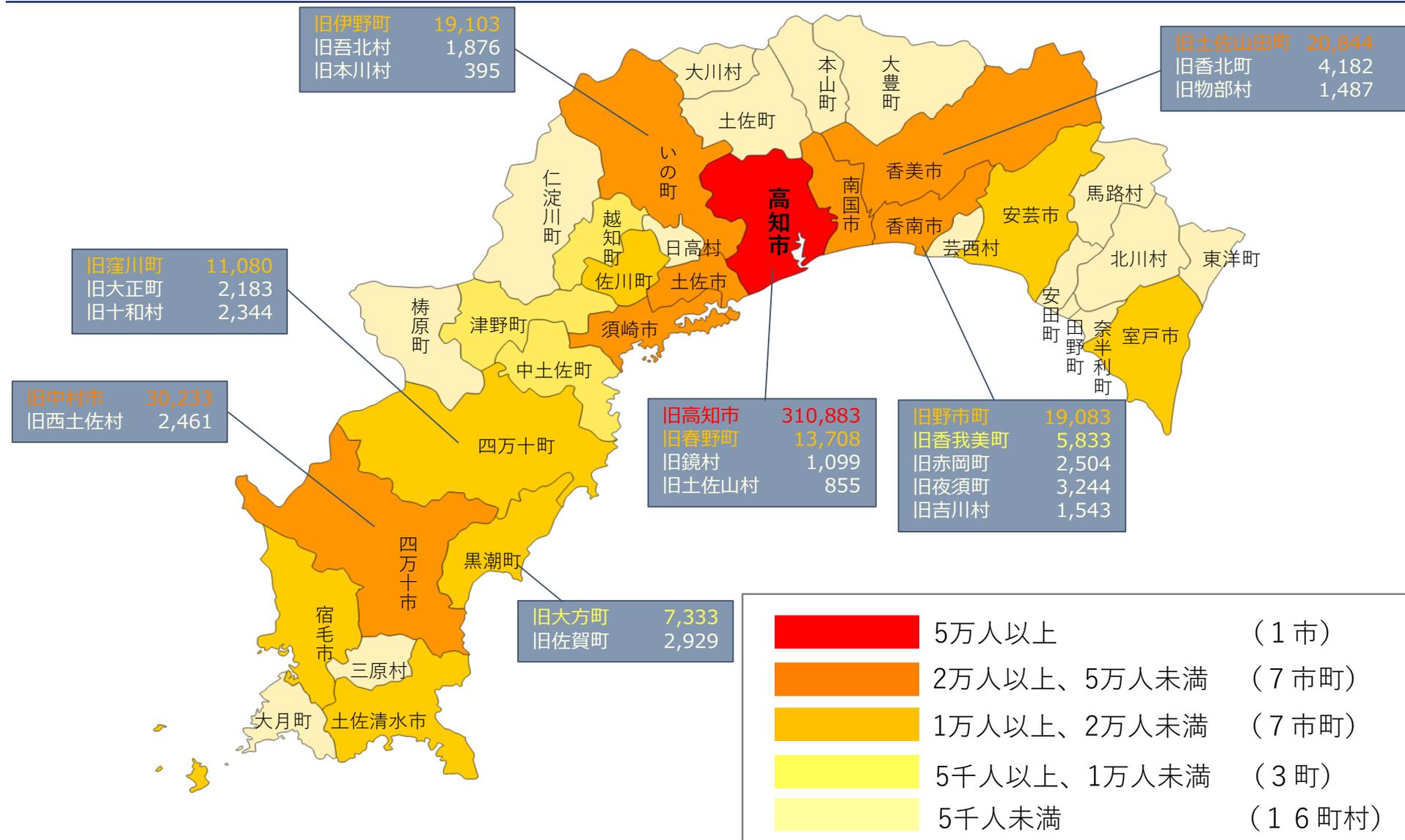
# 市町村合併の状況



名称	合併前の区域	人口	市町村数	面積 (km <sup>2</sup> )
①いの町	伊野町、吾北村、本川村	21,374	3	471
②高知市	高知市、鏡村、土佐山村 (H17.1.1合併)	326,545	3	264
	高知市、春野町 (H20.1.1合併)		2	309
③津野町	葉山村、東津野村	5,291	2	198
④四万十市	中村市、西土佐村	32,694	2	633
⑤仁淀川町	池川町、吾川村、仁淀村	4,827	3	333
⑥中土佐町	中土佐町、大野見村	6,002	2	193
⑦香南市	赤岡町、香我美町、野市町、夜須町、吉川村	32,207	5	127
⑧香美市	土佐山田町、香北町、物部村	26,513	3	538
⑨四万十町	窪川町、大正町、十和村	15,607	3	642
⑩黒潮町	大方町、佐賀町	10,262	2	188

※人口は令和2年国勢調査より

# ■ 人口分布一覽表



※令和2年国勢調査を基に作成

# 令和2年度 市町村別財政力指数（3か年平均）

1	高知市	0.64	全0.51	13	土佐清水市	0.27	県0.26	25	大豊町	0.17
2	南国市	0.63		14	芸西村	0.26		26	仁淀川町	0.17
3	須崎市	0.42		15	室戸市	0.23		27	中土佐町	0.17
4	土佐市	0.39		16	四万十町	0.23		28	安田町	0.16
5	宿毛市	0.37		17	土佐町	0.21		29	馬路村	0.16
6	いの町	0.36		18	越知町	0.21		30	津野町	0.16
7	四万十市	0.35		19	奈半利町	0.20		31	東洋町	0.13
8	香南市	0.35		20	田野町	0.20		32	大川村	0.13
9	佐川町	0.34		21	北川村	0.20		33	梶原町	0.13
10	安芸市	0.32		22	黒潮町	0.20		34	三原村	0.13
11	香美市	0.32		23	大月町	0.19				
12	日高村	0.29		24	本山町	0.17				

(注1) 全 : 全国平均、県 : 県内市町村平均（いずれも単純平均）

(注2) ■ : 過疎地域（全部指定）、■ : 過疎地域（一部指定） 過疎市町村：29市町村（県内全34市町村）

# ■ 中山間対策における県の役割

- 県全体の中山間対策の方針を定め、関係市町村に対する人的支援、財政的支援を行う。
- 本県のように小規模で財政力の乏しい過疎関係市町村を多く抱える県においては、県全体の底上げを図るため、次に掲げる役割を果たしていくことが必要である。

## ① 補完代行型

小規模市町村における財政面、人材面、技術面での制約を理由として、当該市町村においては実施が困難な事業を県が代行する役割

＜例＞ 道路インフラ維持修繕、小規模飲料水供給施設整備等の代行

## ② 広域連携・協調型

各市町村がそれぞれ単独で事業を実施しても効果が小さい、または利益が相反するような性質の事業を、全体最適の視点からベクトルを合わせ、効率的に最大限の効果を得るため、県が関係市町村と連携・協調して広域で実施する役割

例：広域観光の取り組み、公共交通網の維持・確保 など

## ③ リーディングプロジェクト型

⇒本県にとって極めて重要な役割

県が先導して市町村とともに取り組み、その効果を県全体に波及させ、全体の底上げにより地域振興を図る役割

i) 高度に専門的な分野における技術開発、最先端の技術を活用した課題解決、県外・海外における需要創出など、多額の投資を伴ううえに、小規模な市町村単独では著しく非効率であるために実施が困難な事業

ii) 喫緊の課題に対して、県が統一的な体系と共通の枠組みを提起し、県全体で市町村とともに課題解決を図るための事業

例：地域支援企画員制度、集落活動センター、あったかふれあいセンター、産業振興計画、移住促進 など

# 2 市町村と連携した これまでの主な取り組み

---

# (1) 市町村とともに歩んできた中山間対策

## ■ 20年間の歩み

### 【第1のターニングポイント ～ステップⅠ～】

平成15年度 ・「**地域支援企画員制度**」開始→県内7ブロックに職員（7名）配置

平成16年度 ・「**地域支援企画員制度**」拡充→各市町村に担当職員（50名）配置

平成19年度 ・県庁内（地域づくり支援課）に「**地域生活支援チーム**」の設置  
→中山間地域の**生活環境づくり**に着手

### 【第2のターニングポイント ～ステップⅡ～】

平成23年度 ・第1回「**集落实態調査**」の実施

平成24年度 ・庁内を挙げて**中山間対策の抜本強化**に乗り出す  
→庁内に推進組織の創設、中山間総合対策本部の強化  
・「**集落活動センター**」の取り組みがスタート

### 【第3のターニングポイント ～ステップⅢ～】

令和3年度 ・第2回「**集落实態調査**」の実施  
→地域課題と時代の変遷に則した**新たな中山間対策の推進**

(山中八策)

## (2) 具体的な取り組みの内容

### ① 地域支援企画員制度



# ■ 地域支援企画員制度のはじまり

「地域の元気応援団長」として、平成15年度から支援活動を開始

**ねらい** 地域に駐在し、市町村と連携しながら、住民の皆様と同じ目線で考え、地域とともに活動することを基本にして、それぞれの地域の実情やニーズに応じた支援を行うことによって、地域の自立や活性化を目指す。

福祉や農業といった分野ごとに設置された県の出先機関に属さない職員が、市町村役場など、実際に地域に駐在し、それぞれの職員の視点で自主的に活動を行う制度としてスタート

(平成15年度)  
スタート時・・・7名 (地域の元気応援団長)

(平成16年度)  
体制強化・・・7名→50名体制

(平成17年度～)  
再強化・・・60名体制

以後、政策によって体制を見直し  
(現体制・・・60名)

- 当初の役割**
- ・住民や地域団体が主体となって取り組む地域づくり活動へのアドバイス
  - ・先進事例や県等の支援制度の紹介など、地域づくりに関する市町村や地域への情報提供
  - ・地域におけるコーディネート（人と人をつなぐ）活動の展開

## 当初の活動の例

### 地域の元気づくりへの支援

- ・グリーンツーリズムの体験メニューづくりや運営の仕組みづくりなどの地域外との交流の取り組みへの応援
- ・地域資源を活かした商品開発・販売、地産地消の仕組みづくりなどへの応援
- ・住民グループの活動などの地域づくりへの応援
- ・商店街の振興などのまちづくりへの支援

### 地域の支え合いの仕組みづくりへの支援

- ・自主防災の組織化、防災マップづくり、勉強会等の活動の応援
- ・集落で住民が楽しく集える場づくり
- ・高齢者、子育て支援など、地域で助け合い、支え合う活動への応援

住民力の向上を目指す

# ■ 地域支援企画員制度の展開

	H15年度～H20年度	H21年度～
特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「地域の元気応援団長」としてH15年度から活動を開始</li> <li>○福祉や農業など分野ごとに設置された県の出先機関に属さない職員が、市町村役場など地域に駐在して、それぞれの職員の視点での自主的な活動を展開</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「産業振興計画」の実行元年であるH21年度から同計画の推進を中心とした支援活動にシフト</li> <li>○職員個人の遊軍的活動から組織として県の重点施策を遂行する活動へ転換</li> </ul>
体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>○（スタート）H15年度：7名 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の元気応援団長として7ブロックに課長補佐級を配置</li> </ul> </li> <li>○（体制強化）H16年度：7名→50名、H17年度～：50名→60名 <ul style="list-style-type: none"> <li>・H16年度から総括職員を配置（担当支援員のコーディネートの役割）</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各ブロックに産業振興推進地域本部の設置・地域産業振興監（副部長級職員）の配置（H21年度～）</li> <li>○集落支援担当総括の配置（H26年度～）</li> <li>○集落支援担当総括を統合し地域支援企画員（総括）へ（R4年度～）</li> </ul>
役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住民が主体となって取り組む地域づくり活動へのアドバイス</li> <li>○地域への先進事例の紹介や支援制度の情報提供、地域の取組等の対外的な情報発信</li> <li>○地域におけるコーディネート（人と人をつなぐ）活動の展開</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域づくりや地域振興のための左の役割を継承しつつ、「産業振興計画」の推進や「集落活動センター」の立ち上げ・運営支援など、県の重点施策を地域で展開</li> </ul>
活動例	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆地域の元気づくり <ul style="list-style-type: none"> <li>・グリーンツーリズムの体験メニューや運営の仕組みづくりなどの取り組みへの応援</li> <li>・地域資源を活かした商品開発・販売、地産地消などへの応援</li> <li>・住民グループの活動や商店街振興など地域の活性化の応援</li> </ul> </li> <li>◆地域の支え合いの仕組みづくり <ul style="list-style-type: none"> <li>・自主防災の組織化、防災マップづくり、関係勉強会等の活動の応援</li> <li>・集落で住民が楽しく集える場づくり</li> <li>・高齢者・子育て支援など地域の助け合い・支え合い活動への応援</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆産業振興計画 <ul style="list-style-type: none"> <li>・224件（R3年度）の「地域アクションプラン」の実行支援・芽出し</li> <li>・19件（同上）の「地域産業クラスター」の実行支援</li> <li>・各市町村の移住促進や地域の人材育成の取り組み など</li> </ul> </li> <li>◆集落活動センター <ul style="list-style-type: none"> <li>・R4年3月末現在で63箇所開所 → R6年度末までの開所目標80箇所</li> <li>センター立ち上げの芽出しや開所への支援、自立運営に向けた支援など</li> </ul> </li> </ul>

## ターニングポイント（H19年12月）

地域支援企画員制度の発展的見直し

「対話と実行」  
の県政の実現  
（マニフェスト）

地域支援  
企画員  
への期待

### ◆対話と実行の県政の推進

対話と実行を進めていくため、組織として地域との対話を推進し、地域の思いを県政に反映させるよう行動してもらいたい

### ◆産業振興計画の実行推進

本県の「産業振興計画」の推進役として、地域で中心的な役割を果たしてもらいたい

# ■現在の地域支援企画員の役割、活動内容等

## <役割>

産業振興や地域づくりなど地域の活性化に向けて以下の役割を果たす

- ◆地域における活動の芽を育む
- ◆県の政策を地域に伝える
- ◆地域の情報を汲み上げ、県の政策等に反映するなど

## <主な活動内容>

- ◆産業振興計画（地域アクションプラン）の地域での芽出しや実行支援
- ◆集落活動センターの立ち上げ・運営等の取り組みへの支援
- ◆地域への移住促進の取り組みへの支援
- ◆地域の人づくりへの支援 など

## <活動の基本姿勢>

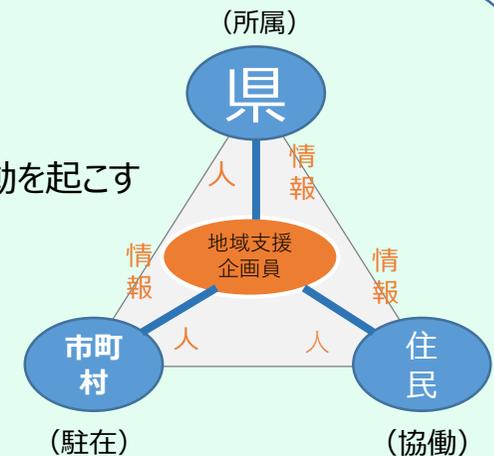
### ○ 地域に入ることを基本とする

地域の直面する課題や住民のニーズに耳をかたむけ、地域の住民とともに考え、具体的に行動を起こす（地域住民とともに一緒に汗をかく）

### ○ 地域づくりの主役は住民。地域支援企画員は黒子に徹する

### ○ 市町村と十分に連携

### ○ 県庁全体の窓口（県と地域をつなぐパイプ役）としてしっかりと役割を果たす



# ■ 地域支援企画員の配置

地域支援企画員（県職員）は、**県庁と地域をつなぐパイプ役**。地域のニーズや思いを汲みながら、地域の振興や活性化に向けた取り組みを支援するとともに、県の情報を伝え、県民の声を県政に反映させるための活動を地域で展開！

## 県内7ブロックに産業振興推進地域本部を置くとともに、次の職員を配置

### ① 地域産業振興監（副部長級） 7名

▷ 地域支援企画員の指揮監督

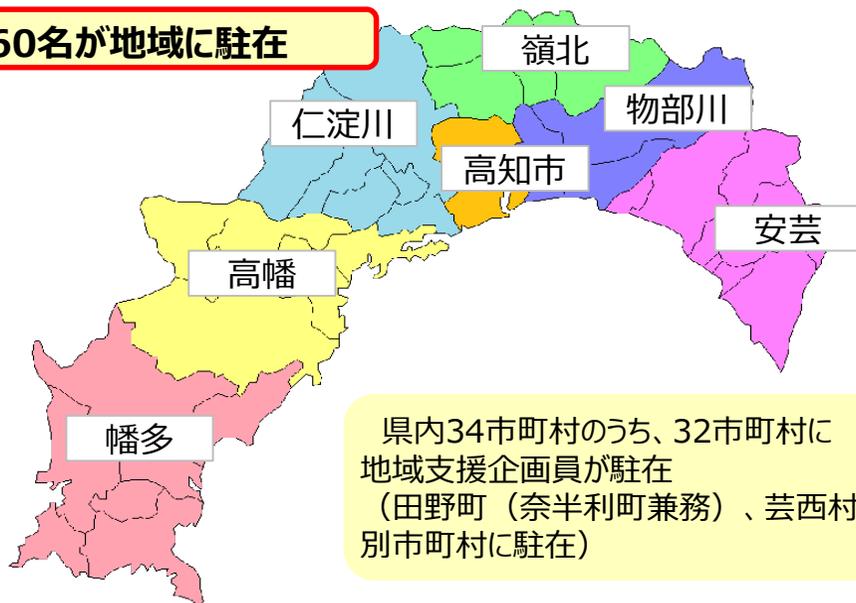
### ② 地域支援企画員総括（課長補佐級） 13名

▷ 担当地域支援企画員の指揮監督

### ③ 地域支援企画員 40名

\* ①②は地域本部に駐在、③は基本的に各市町村役場に駐在

計60名が地域に駐在



## 特徴

- 産業振興推進地域本部をブロックの拠点に組織で活動を展開
- 地域支援企画員は、市町村役場に活動の拠点を置き、市町村と連携し、様々な活動を展開
  - ・ 産業振興推進部計画推進課の所属職員
  - ・ 一人に1台ずつ公用車と公用携帯を配備
  - ・ 執務スペース等は、市町村から無償で貸与
  - ・ 駐在先に県庁LANを設置して本庁と同様の執務環境を整備
- 予算執行権限は持たずに行動力でアシスト
  - ・ 予算・事業を持つ本庁等の部署につなぐ

# ■ 地域支援企画員制度の成果

## 本県独自の制度

### 県側から見た成果

- ◆ 市町村や地域住民との距離が近くなり、**地域の連携や情報共有**が図れた。  
(産業振興計画の推進、自主防災活動等)
- ◆ 地域の実態やニーズの把握が容易くなり、**地域の思いや課題が県政に反映**できた。  
(生活環境づくり、集落活動センターなど)
- ◆ 市町村や地域住民に対し、**県や国等の情報を迅速かつタイムリーに提供**できた。  
(支援策や新たな各種施策の周知、徹底)
- ◆ 住民目線、現場主義などの醸成により、**県職員の意識や仕事の仕方が変わり、人材育成にも繋がった**。  
(地域支援企画員経験者 庁内 300名超)

地域で県の政策や施策を円滑に推進していくうえでは、とても重要な存在

### 地域から見た成果（県民の意見）

- ◆ 県の職員が、**より身近な存在**になり、親しみが持てるようになった。  
(県の仕事への理解度の向上)
- ◆ 以前に比べ、**県や国等の有益な情報を円滑かつスピーディに入手**できるようになった。  
(支援制度の活用の円滑化など)
- ◆ 関係する人や組織などに繋いでくれ、**地域の課題解決や思いを実現**することができた。
- ◆ アドバイスや情報提供などの支援活動を通じて、**地域の活性化や元気づくり**に繋がった。  
(地域支援の延べ件数 1000件超)
- ◆ **市町村と県との連携意識が一段と進み**、意思疎通や情報共有が図られるようになった。

地域の思いを叶えたり、地域課題を解決していくうえでは、必要不可欠な存在

**「地域支援企画員」は、すっかり地域に浸透して、掛け替えのない制度として定着**

## ② 生活環境づくり



# ■ 中山間地域における生活面の課題

## ○ 地域支援企画員の定例的な意見交換や勉強会等の実施

⇒ 地域支援企画員の活動を通じ、地域が直面している生活面での困りごとや課題を掘り起こし

明らかになった地域の課題

### 飲料水の確保

- ・水源や井戸が枯渇している。
- ・安定的に飲み水を確保できない（濁っている）
- ・施設が老朽化している。
- ・水源地まで遠く、管理が大変である。



### 生活物資の確保

- ・高齢化が進み、買物に出かけていくことが難しくなった。
- ・地域（集落内）の商店が閉店してしまった。
- ・移動販売の業者が減った。来なくなった。



### 移動手段の確保

- ・バス停までが遠く、不便である。
- ・バス路線が廃止（減便）された。
- ・高齢で車を運転することができなくなった。



**H19年4月 庁内（地域づくり支援課）に地域生活支援チームを設置**  
(地域の実態把握と生活環境の改善に向けた施策の制度設計)

**H20年度 生活支援総合事業費補助金の創設**

# 生活支援総合補助金の概要

中山間地域で将来にわたり暮らし続けることができる生活環境づくりのため、生活用水、生活用品、移動手段等の確保に向けた取組を、地域や市町村のニーズに沿って、拡充や見直しを重ねながら、継続的に支援

## 1 生活用水確保支援

＜生活用水の確保を支援＞

- 補助先：市町村等
- 補助率：総事業費から地元負担金を控除した額の3分の2以内（R4～2分の1以内）
- 補助対象経費：①生活用水を確保する仕組みづくりのための調査・検討に要する経費  
②給水施設又は水源管理道の整備、補修又は維持管理に要する経費
- 補助限度額：1事業あたり30,000千円

＜浄水装置の整備を支援＞（H28年度～）

- 補助先：市町村等 ■補助率：2分の1以内
- 補助対象経費：南海トラフ地震発生時等に孤立が想定される集落への浄水装置の整備に要する経費

〔取水堰〕



〔給水ポンプ〕



〔ろ過装置〕



〔浄水装置〕



## 2 生活用品確保支援

＜単一又は隣接する2～3市町村内の取組を支援＞

- 補助先：市町村等 ■補助率：2分の1以内（企業等が実施主体となる場合は3分の1以内）
- 補助対象経費：①地域の見守り活動等とあわせて行う生活用品を確保するための仕組みづくりの調査・試行、及び利用促進のための広報等に要する経費  
②移動販売車両の購入、店舗の設備等に要する経費

＜3市町村以上の広域にわたる取組を支援＞

- 補助先：協議会等 ■補助率：3分の2以内
- 補助対象経費：①地域の見守り活動等とあわせて行う生活用品を確保するための仕組みづくりの調査・試行、及び利用促進のための広報等に要する経費  
②移動販売車両の購入等に要する経費
- 補助限度額：1事業あたり50,000千円

〔店舗設備〕



〔移動販売車両〕



## 3 移動手段の確保等支援

通院や買い物等生活を支える移動手段を確保するため、地域の基幹交通を補完するきめ細かな移動手段の導入や維持に向けた取組を支援

- 補助先：①市町村等 ②株式会社高知中央自動車学校（国土交通大臣認定講習実施機関）
- 補助率：①2分の1以内 ②定額
- 補助対象経費：①地域の移動手段確保のための調査、計画の策定、利用促進のための広報、車両の購入及び改造、待合所の整備、新たな取組の実証運行等に要する経費 ②自家用有償旅客運送運転者講習会の受講料のうち受講者負担分を除いた額

### ※貨客混載推進（H30年度～）

貨客混載の導入に向けた取組を支援

- 補助先：市町村等
- 補助率：2分の1以内
- 補助対象経費：貨客混載を検討するための調査、計画の策定、利用促進のための広報、車両の購入、改造、荷物保管場所の整備、新たな取組の実証運行等に要する経費



# ■ 生活環境づくりの実績 (H20~R3)

## 【生活用水の確保支援】

- ・事業内容 取水施設や配管等の施設整備・修繕、水源管理道等の整備など
- ・補助の件数 30市町村、359件
- ・補助金額（補助金ベース） 2,919,761千円

## 【生活用品の確保支援】

- ・事業内容 店舗の整備・改修、移動販売や宅配等の車両の購入など
- ・補助の事業数 20市町村、69事業
- ・補助金額（補助金ベース） 205,542千円

## 【移動手段の確保等の支援】

- ・事業内容 実証運行調査、運行に必要な車両等の装備、講習会参加費用など
- ・補助の事業数 33市町村、1事業者 269事業
- ・補助金額（補助金ベース） 863,998千円

14年間で **約40億円 (3,989,301千円)** の財政的支援

**市町村とともに、中山間地域の生活環境づくりを推進**

# ③ 第1回集落实態調査（平成23年度）



### 集 落 聞 き 取 り 調 査

意向村名	集 落 名	調査場所	
調査日	平成 23 年 月 日	代 表 者	代 表 者
調査者		代 表 者	代 表 者
#		代 表 者	代 表 者
		代 表 者	代 表 者
		代 表 者	代 表 者

1 集 落 活 動

## 平成23年度 高知県集落調査 概要版

### 1 調査の背景

高知県では全国より先行して過疎化や高齢化が進んでおり、人口減少率と高齢化率は、ともに全国第3位となっています。(表1、表2)

特に、**中山間地域では、その傾向が顕著で、担い手不足による農業活動や集落全体の活力が衰微しており、積極的な対策が求められています。**(表2)

※中山間地域  
高知県では、山間地及びその周辺の地域で地理的及び経済的に不利な地域として、地域振興に関する次の法律・政令・省令・条例・規則等に基づき、山村振興法、山村振興法、中山間振興法、特定中山間における農業生産の活性化のための基礎整備の促進に関する法律)の指定区域としている。

### 2 調査の目的

高知県では、昭和35年から5年ごとに国勢調査を基にした、「集落データ調査」を行ってきました。

今回、過疎化や高齢化が進む中山間地域の集落を中心に、くらしや産業の実情、住民の皆様の思いを知り、中山間地域で暮らされている産業の振興につなげるため、新たに集落代表者への聞き取り調査や、個人へのアンケート調査による「集落实態調査」を併せて実施しました。

### 3 調査の内容

表1- 高知県の人口減少率と高齢化率の全国順位（国勢調査）

順位	都道府県	平成17年から19年度の人口減少率(%)	順位	都道府県	平成21年度の高齢化率(%)
1	岩手県	-1.9	1	佐賀県	33.8
2	青森県	-1.4	2	山梨県	33.1
3	高知県	-1.0	3	高知県	32.5
4	宮城県	-0.8	4	愛媛県	32.3

図1- 高知県の人口と高齢化率の推移（国勢調査）

表2- 高知県と中山間地域の人口の推移（昭和35年との比較）（集落データ調査）

地域	昭和35年人口	平成23年人口	減少率(%)
高知県	854,595	706,000	△148,595 (17.4%)
中山間地域	527,237	311,790	△215,537 (40.9%)

図2- 高知県と中山間地域の人口の推移（昭和35年との比較）

# ■ 集落实態調査のきっかけ

H22の国勢調査・・・中山間地域の「人口減少」と「高齢化」の進行が加速！！

【人口減少】	中山間地域の人口が半世紀で半減（42%減） （昭和35年 537,327人→平成22年 311,790人）
【人口減少率※5カ年】	4.0%（秋田県、青森県に次ぐ全国第3位）
【高齢化率】	28.8%（秋田県、島根県に次ぐ全国第3位）

※特に、過疎地域は、37.3%。県平均より、10ポイント高い

その結果

- ・地域づくりや産業の担い手やリーダーが不足
- ・大切に守ってきた伝統文化の継承、祭りや行事等の開催が困難
- ・一人暮らしによる健康面での不安
- ・暮らし続けるための生活環境が一層悪化（生活物資、移動手段の確保等）
- ・基幹産業である農林水産業が衰退し、現金収入の減少

地域活動の  
実態

- ・地域主体の自治活動が存続できない。（地域、福祉、防災、文化、学校など）
- ・役職が重複している。1人が何役もの役職に就かなければならない。
- ・役員になり手が無い。将来、地域活動を担う若者が集落にいない。など

中山間地域の衰退の  
実態を漠然と認識

中山間地域の集落实態や住民の想いを詳らかに把握し、県の政策に反映させることが必要

**集落实態調査の実施（平成23年度）**

# ■ 第1回集落実態調査（H23）の概要

少子高齢化や過疎化が著しく進行する中山間地域の実態調査を行うことによって、地域の実情や住民の思いを把握し、本県の過疎・中山間対策に反映させる。

（従来から実施してきた調査）

## 集落データ調査

H22国勢調査の結果を踏まえ、**市町村や集落ごとの人口、世帯、高齢化率等**について、調査・分析を実施

■ 調査対象数 **2, 537集落**

### ■ データ内容

- ・県、市町村の人口、高齢化率の推移
- ・集落数の推移
- ・世帯規模別、人口増減別、世帯数増減別、高齢化率から見た集落の推移

※昭和35年から5年毎に定期的に調査

（新たに実施した調査）

## 集落実態調査

・**中山間地域を基本として、50世帯未満の集落を対象に実施**

（調査項目により、2段階で集落の実態や課題や住民の思いを把握）

【調査内容……集落活動、生活（生活環境、安心安全）、産業振興】

### 集落代表者聞き取り調査

実際に地域に入り、集落やコミュニティ活動の実態等を地区長等の代表者から聞き取り調査の実施。

【調査対象】 **1, 359集落**

【調査項目】 **64項目**

【調査期間】

H23. 8月初旬～H24年1月末

【実施方法】

調査員や県、市町村等による面会

### 世帯アンケート調査

1, 359集落の中から、各市町村と協議し、2～3集落を抽出して、アンケート調査を実施。

【調査対象】

抽出した**109集落の20歳以上の者**

【調査項目】

**世帯主 11項目 個人 33項目**

【配布数】

**2, 607世帯（個人5, 476人）**

【実施方法】

集落代表者の協力による個別配布

# ■ 集落実態調査から見えてきた課題

地域の実態・地域の方々が直面している課題

集落の状況

- 将来、集落を維持できない
  - ・集落が10年後に消滅している、衰退している・・・75.1%
- 集落での共同作業やコミュニティ活動が継続できない、又は衰退している
  - ・今後の集落の共同作業等が維持できない、わからない・・・66.9%
- 人材の確保ができない
  - ・リーダーがいない・・・25.8%
  - ・後継者がいない・・・36.8%

集落維持の危機

生活

- 日常生活に欠かせない生活物資を確保することが難しい
  - ・生活用品の確保で困っている、課題がある・・・63.1%
- 病院や役場などへの移動手段が確保できない
  - ・60歳以上で「運転していない人」・・・40%
  - ・移動手段がない又は不便・・・17.7%
- 飲料水の確保することが困難になっている
  - ・集落や個人等で管理する施設を使用・・・40.9%
  - ・施設の維持が課題・・・52.7%

生活環境の悪化

産業

- 農林漁業の不振
  - ・集落の基幹産業が衰退・・・85.2%
  - ・産業振興に繋がる資源がない・・・72.1%
- 基幹産業の後継者がいない
  - ・集落の主となる産業の後継者がいない、わからない・・・77.1%
- 耕作放棄地、手入れをしていない山林が増加している
  - ・耕作放棄地がある・・・65.0%
  - ・手入れされていない山林がある・・・69.4%
- 野生鳥獣による被害の増加
  - ・野生鳥獣による農林被害を受けている・・・94.3%

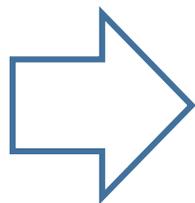
産業の担い手不足と雇用の場の不足

漠然としていた中山間地域の実態や課題が、数字（程度や度合）で明確になった！！

課題の見える化、データ化

# ■ 調査結果を踏まえた中山間対策の抜本強化①（推進体制）

集落实態調査の実施  
（平成23年度）



中山間対策の抜本強化  
（平成24年度～）

## 庁内の組織体制の強化

- ◇ 中山間対策に関係する総合的な政策を推進ための舵取り役となる「**中山間地域対策課**」を新設。
- ◇ 同時に中山間対策を統括するセクション「**理事（中山間対策・運輸担当）所管**」を新設  
（H29年度～**中山間振興・交通部**に改組）
- ◇ 深刻化する鳥獣被害への対策を中山間対策の重点課題に位置づけ、「**鳥獣対策課**」を文化生活部から産業振興推進部に移管し、組織体制を強化。

## 中山間施策の充実、強化

- ◇ 全庁を挙げて中山間対策を推進していくため、庁内の横断的な組織「**中山間総合対策本部**」を強化。
  - ・平成24年2月に**知事が本部長に就任**（副知事⇒知事）
  - ・地域産業振興監（7名）を本部員のメンバーに追加
  - ・重点課題は、「推進チーム」を設置し、全庁で横断的に協議する体制を整備
- ◇ 「中山間地域でだれもが一定の収入を得ながら、安心して暮らし続けることができる仕組みづくりの推進」を目標に掲げ、「生活を守る」と「産業をつくる」の2つを柱とした中山間対策の総合的な政策の打ち出し
  - ・地域資源を生かした産業づくり、集落支援、生活環境づくりなど中山間対策の抜本強化

# ■ 調査結果を踏まえた中山間対策の抜本強化②（集落対策）

## ＜集落活動センターの取り組みに至る経緯＞

厳しい生活環境にも関わらず、**住民の意識や思いは、**



- |                       |       |
|-----------------------|-------|
| ・集落への「愛着」や「誇り」を感じている  | 93.0% |
| ・今後も集落に住み続けたい         | 76.7% |
| ・近隣の集落との連携で活性化に取り組みたい | 94.2% |
| ・Iターン移住者を受け入れたい       | 68.9% |



**地域への「誇り」と「愛着」を持って、集落どうして助け合いながら、引き続き住み続けたい**

## 地域の方々の思いを実現したい

中山間地域の集落が、互いに連携しながら、引き続き地域で暮らしていくことができる仕組みづくり。

(キーワード・・・絆、拠点、ネットワーク)



## 集落活動センター

## ④ 集落活動センター



集落活動センター「汗見川」(H23.6～)



岸本地区集落活動センター (R 2.6～)

# ■ 集落活動センターの概要

地域住民が主体となって、旧小学校や集会所等を拠点に、地域外の人材等を活用しながら、近隣の集落や各団体・グループとの連携を図り、生活、福祉、産業、防災などの活動について、それぞれの地域の課題やニーズに応じて総合的に、地域ぐるみで取り組む仕組み

平成24年度より取り組み開始

拠点を中心にして、「集落（地域）の維持、再生」に向けた地域の活性化や支え合いの体制づくりや仕組みづくりを行う取り組み

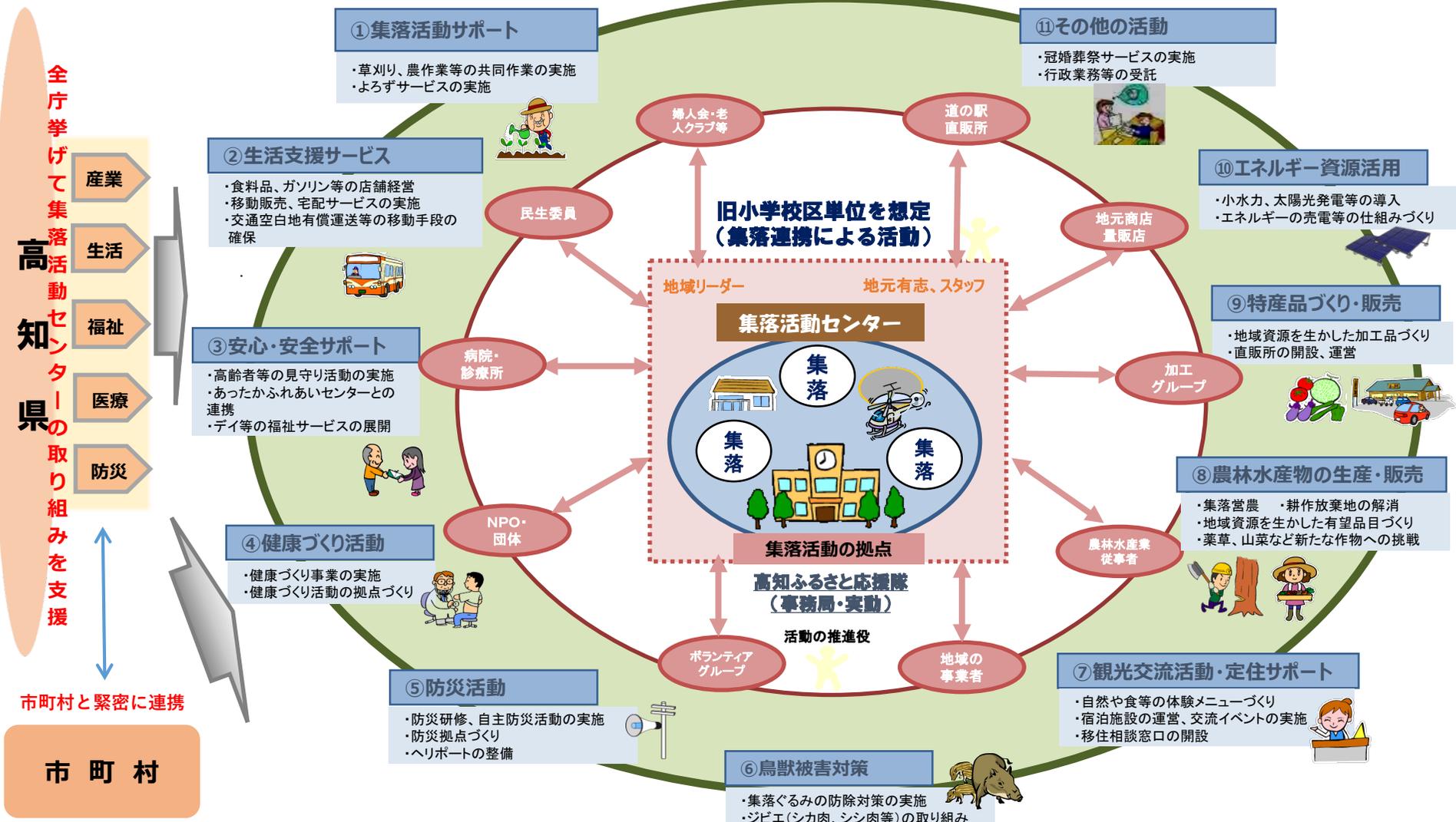
- ・単なる機能の集約化や施設整備といったハード中心の取り組みではない。
- ・拠点施設を核に、地域課題やニーズに応じ、産業づくりや福祉、生活面でのサービス提供などの活動を展開する、ソフト的な仕組みづくり。

集活センター（愛称）・・・施設、組織体制、取り組み全般を示す

集落活動センターの拠点整備は、あくまでも「手段」。各地域で将来にわたり **集落を維持・再生するための仕組み**を創り上げることが、真の「目的」

# 集落活動センターの取り組み

## 集落活動センターによる集落維持・再生の仕組みづくり



# ■ 集落活動センターの取り組みの特徴、ポイント

## ① 活動の拠点をつくる

・廃校や集会所などを活用し、住民同士の集いや活動、地域外との交流など、**様々な地域活動を実践する場、交通の結節点や生活支援、防災、福祉活動などの暮らしを支える機能を果たす場。**

⇒暮らしを守る心の拠り所、未来を拓く活性化の拠点

## ② 地域住民の皆様が主役

・行政主導ではなく、**住民が主役**となって、自らの思いや考えによって取り組みを進める。

⇒行政はサポート役に徹し、放任任せでなく、しっかりと見守る

## ③ 活動は地域のオーダーメイド

・地域の抱える課題を解決したり、住民の思いや、やりたいことを実現するため、**住民からの発意、アイデア、提案**により、自らの手で事業計画を策定し、実践する。いわゆる「**オーダーメイド**」の取り組み

⇒“十人（センター）十色”の活動内容

## ④ 地域外の人材などを活用

・集落活動センターの推進役として、地域の活性化に向け、住民と一緒に活動する**人材を地域外から導入**する。（大学生やU I ターンなど関係人口の拡大）

⇒将来的には、集落活動センターや地域活動・産業活動の担い手としての定住を目指す

## ⑤ 近隣集落による連携

・集落単独では難しくなったコミュニティー活動や共同作業、支え合い活動などを、**近隣の集落が互いに助け合い、協力し合い**ながら、連携して地域ぐるみで取り組む。

⇒連携の単位は、絆が深い旧の小学校区単位などを想定

# ■ 集落活動センターの取り組み事例

## 集落活動センター「汗見川」（本山町）

地域住民が主体となって、汗見川ふれあいの郷 清流館を拠点に、集落の連携による既存活動のブラッシュアップや新たな活動の実施をつうじて、次世代の人材を確保し、集落での活動をいつまでも続けられる魅力ある集落を目指す。【平成24年6月17日 開設】

### 目的

- 集落の維持
- 将来の担い手となる人材の確保、育成

### 集落活動センター 「汗見川」

#### 集落活動の拠点

「汗見川ふれあいの郷 清流館」



連携する6集落（104世帯：216人）  
【立野・坂本・屋所・沢ヶ内・瓜生野・七戸】

#### ★農産物等の生産、販売

- ・薬草の栽培等

#### ★鳥獣被害対策

- ・シカ肉の活用



#### ★生活支援サービス

- ・買い物支援など高齢者を地域で支える仕組み



#### ★安心・安全サポート

- ・見守り活動など高齢者を地域で支える仕組み



### 運営主体・体制

#### 【運営主体】

汗見川活性化推進委員会

#### 【運営体制】

- ・委員会の部会長、世話役
- ・本山町ふるさと応援隊（集落支援員）
- ※役場、地域支援企画員が共同でサポート

#### ★特産品づくり・販売

- ・充実、強化を図った活動の実施
- ・新たな特産品づくり  
→ 山菜・シカ肉等の活用



シソジュース



#### ★人口交流・体験

- ・充実、強化を図った活動の実施
- ・新たな交流イベントや体験メニューの実施  
→ 登山ツアー等



手打ちそば

#### ★防災活動

- ・地域防災体制の充実
- ・ヘリポートの活用



森のおきやく



仕組みづくりの推進役  
【本山町ふるさと応援隊】

本山町役場

支援

高知県庁  
【支援チーム】

# ■ 集落活動センターの活動内容

## Life

支え合い活動

## Life & Business

支え合い活動と経済的な活動を兼ねた活動もあります。

## Business

経済的な活動

### 安心・安全サポート

- 集いの場  
地域住民が集まる場所の確保
- 高齢者などの見守り活動  
声かけ、安否確認、非常時の援助



### 健康づくり活動

- 元気に暮らす  
拠点づくり、健康体操の実施、健康診断の開催



### 防災活動

- 災害に備える  
防災拠点づくり、連絡網整備、避難訓練の実施



### 集落活動サポート

- 日常の支え合い活動  
農業の共同作業、草刈り、掃除、雪かきなど
- 行事の運営  
祭り、運動会、学生との交流など



### 鳥獣被害対策

- 野生鳥獣被害への対策  
集落ぐるみの防除の取り組み、ジビエ(シカ肉、シシ肉など)の取り組み



### 生活支援サービス

- 生活物資の確保  
集落コンビニ、移動販売、通信販売、宅配サービスなど
- 地域住民向け店舗経営  
日用品販売、ガソリンスタンド継承など
- 移手段の確保  
交通空白地有償運送、無償運送、タクシー事業者と連携した仕組みづくり



### 観光交流活動・定住サポート

- 交流活動  
滞在型(宿泊)観光交流、自然体験、各種イベントの実施



### エネルギー資源活用

- 売電及び燃料販売事業  
太陽光発電、小水力発電、バイオマスの活用



### その他の活動

- 県・市町村からの業務受託  
道路、河川などの管理、公共施設などの管理、業務のアウトソーシング
- 福祉サービス事業などの展開  
介護サービス、グループホームの運営、冠婚葬祭事業、人材派遣など



### 農林水産物の生産・販売

- 地元食材の販売  
園芸品目などの集出荷、薬用作物・山菜、特用林産物の栽培、地域固有の作物栽培



### 特産品づくり・販売

- 加工品の製造販売  
農林水産物の加工品づくり、伝統食の継承、農家レストラン



# ■ 集落活動センターに取り組む背景

## ◇ 行政側からの視点

- ・人口減少や高齢化による負のスパイラルで、地域課題が年々、多様化、複雑化
- ・課題解決するための行政サービスのコストがますます増大
- ・合併や組織の見直しにより、市町村職員数が大幅に減少（行政サービスの低下）
- ・特に、本県の山間部の地域では、集落や家が点在しており、行政運営が非効率（行政サービスが隅々まで行き届かない）

行政（公助）だけでなく、住民力を生かした共助の仕組みが必要

## ◇ 地域側からの視点

- ・集落調査により、それぞれの地域で課題やニーズが異なる実態が、より明確化となり画一的、一律的な行政サービスでは、地域の思いやニーズへの十分な対応が困難
- ・住民の意思による主体的な活動の方が、将来的には持続、継続が可能
- ・単独では難しかった地域活動や共同作業が、集落連携により可能

地域主導により、住民の意向や思いを反映した取り組みが必要

# ■ 県の支援策

## ◇ 財政的な支援

<立ち上げ前>

### ● 地域の元気づくり事業費補助金（補助先：市町村又は地域団体等、補助率：1/2）

地域づくりの話し合い、先進地視察、地域活動の計画策定、特産品づくり、伝統文化・祭り・地域行事のイベントなど地域活動を幅広く支援（250千円/1事業）

<立ち上げ時・立ち上げ後>

### ● 集落活動センター推進事業費補助金（補助先：市町村、補助率：1/2）

#### ① 整備事業（30,000千円／1箇所）

・施設整備等初期投資に係るハード・ソフト事業に対する支援

#### ② 人材導入活用事業（1,600千円／人）

・センター立ち上げ準備や活動を行う者の人件費に対する支援

#### ③ 継続・発展支援事業（ソフト事業：250千円／1事業、ハード事業：10,000千円／1箇所）

・立ち上げ4年目以降、試作品にかかる成分分析等の検査、調査販売、視察、配食サービスの試行、イベント開催等にかかる経費などを助成

活動拠点の整備（整備事業）



事業の拡大  
（継続・発展）



10年間（H24～R3）で約13億円（1,309,481千円）の財政的支援

## ◇ 人的な支援

### ● アドバイザーの派遣

集落活動センターの立ち上げや運営等について、総合的に助言を行う県のアドバイザー等を地域に派遣  
（集落活動センター推進アドバイザー：中山間対策にかかる専門家を複数名を委嘱）

### ● 研修会等の開催

センターに関係する地域住民や市町村職員、地域おこし協力隊などを対象にした勉強会、研修会や交流会等の開催



アドバイザー支援により  
新たな特産品が完成

## ◇ その他の支援

### ● 集落活動センターの普及、拡大に向けた総合的な情報の提供

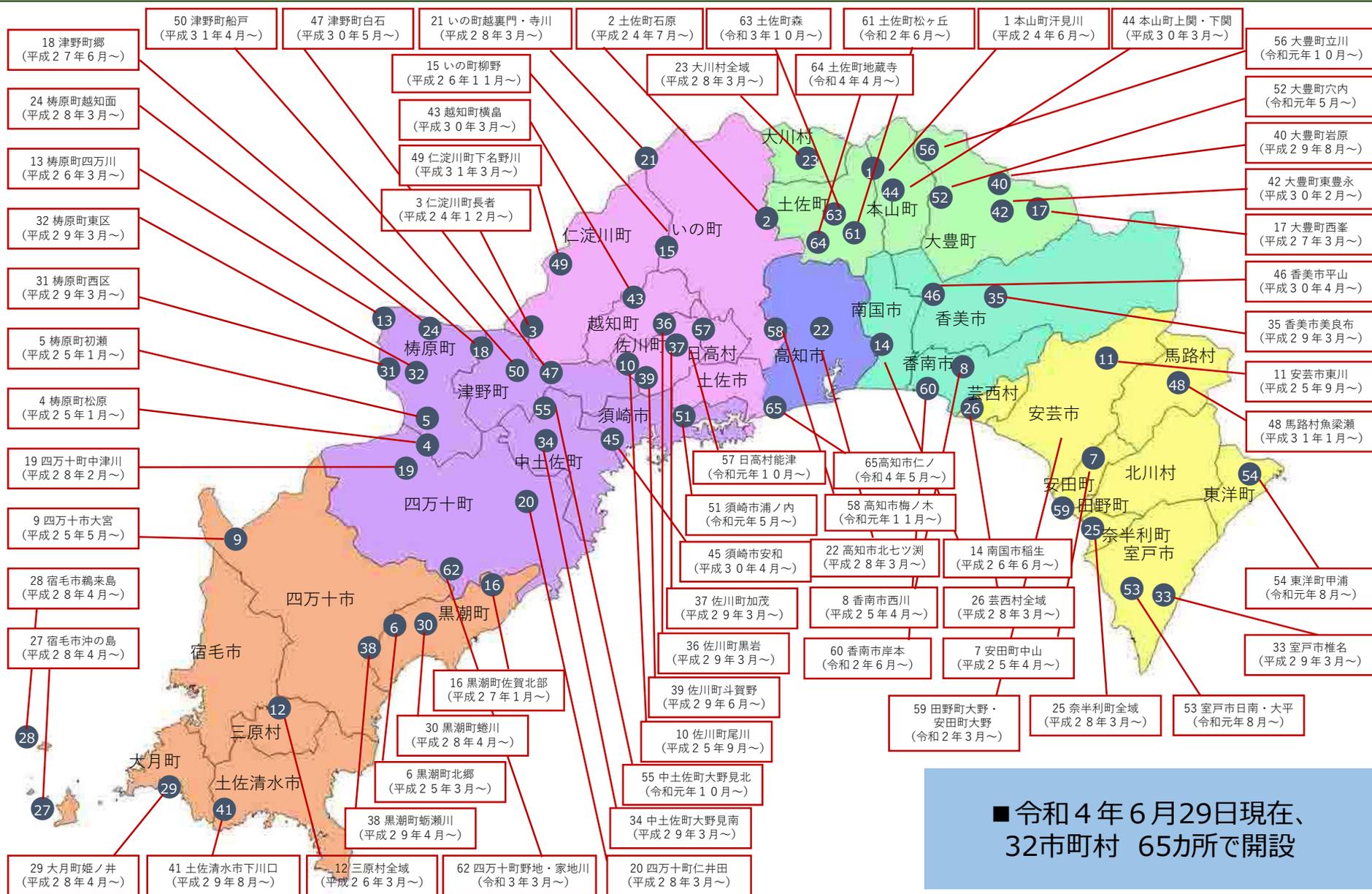
「集落活動センター支援ハンドブック」による普及促進。センターの食や体験メニューをパンフレットにまとめた「土佐巡里」や、ポータルサイト「えいとこうち」及びLINEを活用した情報発信の実施によりセンターの認知度向上、利用促進及び関係人口の拡大を図る

### ● 集落活動センター連絡協議会への支援

リモート機器等の導入や、協議会の運営をサポート→センターの横のつながりが広がることにより、さらなる活性化へ



# ■ 集落活動センターの開設状況



# ■ 集落活動センターの成果

## 地域から見た成果

- ◇拠点整備→地域活動を行うための場（場所、機会）を提供できた。
- ◇祭りやイベントなどの伝統的な活動の継続はもちろん、復活のきっかけとなった。
- ◇地域同士が、互いに助け合い、学び合う連携、協働の契機となった。  
⇒全集落活動センターで構成される「集落活動センター連絡協議会」が発足（平成28年）
- ◇地域の課題やニーズに応じて暮らしを支える地域独自の仕組みが構築できた。  
⇒集落コンビニ、配食サービス、ガソリンスタンド、コインランドリー、葬祭事業等のユニークな取り組み  
⇒周辺の地場産業や観光事業者と連携した事業展開
- ◇大学や地域おこし協力隊など外部人材との一過性ではない交流が促進された。

## 行政側の成果

- ◇地域住民や市町村に対し、県の中山間対策の姿勢や熱意を明示できた。
- ◇集落活動センターの運営組織を中心に、産業づくり、観光交流、福祉、生活支援など、県の施策を具体的に展開できる受け皿ができた。
- ◇センターの取り組みが、県内の市町村に広く波及するなど、施策を横展開できた。

※令和3年度の集落实態調査の結果でも「集落活動センター」に対して一定の評価をいただいた。  
（集落活動センターのある地域のうち、75.2%の代表者が取り組みに満足していると回答）

# ■ 集落活動センターの課題

## ◇ 集落活動センターの取り組みの継続・発展

- センターを円滑に運営するための資金の確保
  - ・ 運営の安定化に向けた資金調達の仕組みの構築、市町村のサポートの強化
- センターの運営や活動に携わる人材の育成・確保
  - ・ 後継者対策、地域外人材の導入促進、若者等の参画促進、活動への参画者の拡大

## ◇ 集落活動センターの取り組みの県内への更なる普及、拡大

- 市町村間の温度差、取り組みの格差の是正
  - ・ 集落活動センターの取り組みが進まない市町村へのサポート
- 集落活動センターの活動に関する情報発信の強化
  - ・ SNSを通じた情報発信の強化、マスコミ等を活用した広報の充実

## ◇ 集落活動センター相互の連携・ネットワークの構築

- 集落活動センター推進協議会の活動基盤の強化
  - ・ 組織体制の強化、協働による活動の充実  
(特産品づくり、農産物などを販売、旅行商品の造成などを通じた連携や協働)
- 集落活動センターと民間事業者や大学等との連携強化
  - ・ 民間事業者や大学等の集落活動センターの取り組みへの参画、協働の取り組みの促進

# 3

## 新たな中山間対策

---

# ■ 第2回集落実態調査（R3）の概要

## 1 調査の背景

- 前回（H23）調査結果を受け、中山間対策を強化し、関連施策を推進してきた
- 一方、さらなる人口減少・高齢化の進行に伴い、より深刻化する課題に対応するための新たな施策づくりが必要

## 2 調査の目的

- 地域の実情や住民意識、思い等について**前回調査からの経年変化の把握**
- これまで**10年間の中山間対策の取り組みの検証**
- 中山間地域の新たな課題やニーズの抽出と、それに対応するための**新たな中山間対策の施策づくり**

## 3 調査の内容

- 中山間地域を中心とした、概ね50世帯未満の集落を対象に実施  
(主な内容：集落活動、生活環境、安全・安心、中山間の産業づくり)

### 集落代表者聞き取り調査

(訪問による聞き取り調査)

- 調査箇所：1,451集落
- 対象：地区長等の代表者
- 実施期間：令和3年6月～令和4年1月
- 調査方法：調査員の訪問による聞き取り
- 調査項目：56項目

(漁村のみ10項目追加)

### 住民アンケート調査

(個人の記述による調査)

- 調査箇所：109集落
- 対象：集落在住の18歳以上の方
- 実施期間：令和3年9月～令和4年1月
- 調査方法：住民アンケート調査票の配布・回収
- 調査項目：51項目
- 回収結果：有効回答数 2,368人  
：有効回答率 41.6%

# 第2回集落实態調査（R3）の結果

## 1 調査結果の総括

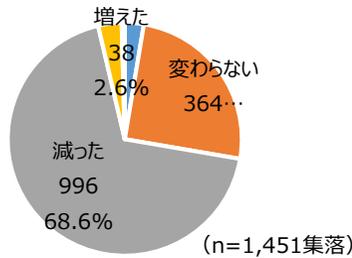
- 集落活動**
  - 人口減少、高齢化の進行に伴い、10年前に比べ**地域活動への参加者の減少**や、**将来の集落維持に不安を抱える集落の増加**を確認。
  - 集落活動センターの取り組みは、集落間で支え合う仕組みづくりとして、地域活性化の観点からも、**着実に成果を上げている**。
- 生活環境**
  - 生活環境では、飲料水や生活物資、移動手段の確保などの**日常生活の不便さ**を確認。
- 産業づくり**
  - 産業面では、農業や林業などの**基幹産業の衰退**を確認。
- 活性化に向けて**
  - 集落の活性化に向けた課題としては、「人口減少」「地域に若者がいない」「集落活動の担い手不足」が上位を占めており、**「担い手不足」が大きなボトルネック**となっている。一方、多くの住民の方は**集落に愛着を持ち、「住み慣れた地域で暮らしていきたい」と希望**されている。

## 2 調査結果のポイント

### ■ 集落活動

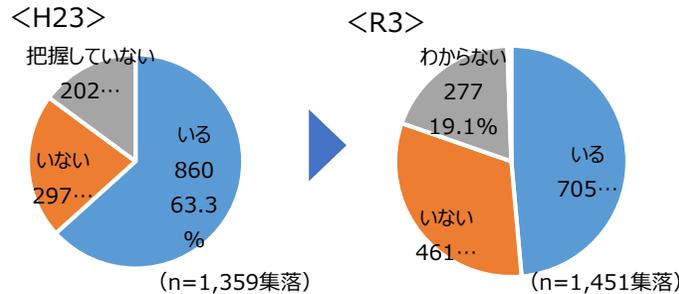
#### ① 地域活動の参加者

■ 10年前と比べた地域活動の参加者…「減った」(68.6%)

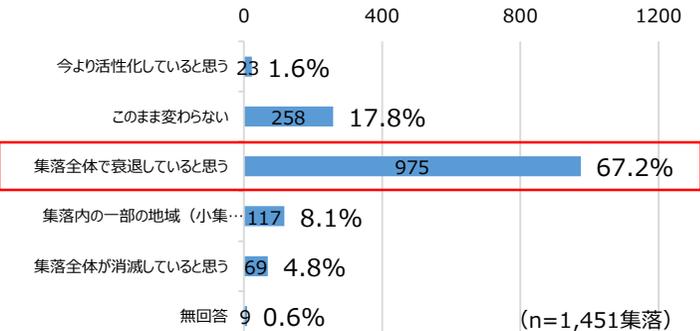


#### ② 世話役の後継者の存在

■ 後継者の確保が課題…「後継者がいる」(63.3→48.6%) など

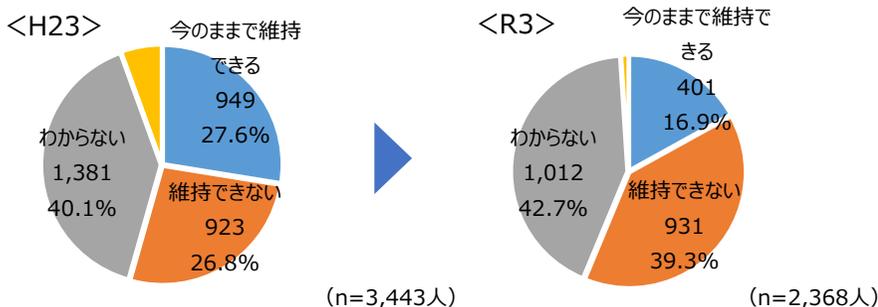


#### ③ 今後（およそ10年後）の集落の将来像



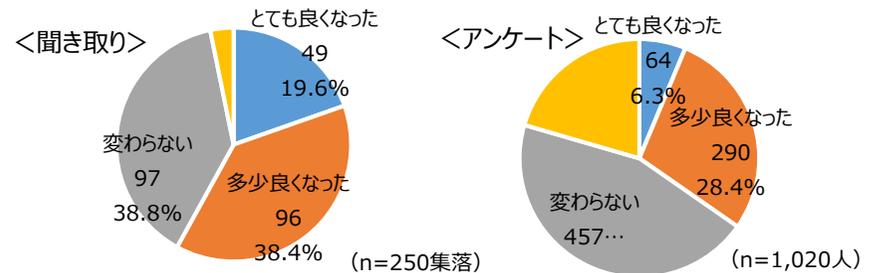
#### ④ 今後の集落活動の維持

■ 今後の集落の維持が課題…「維持できる」(27.6→16.9%) など



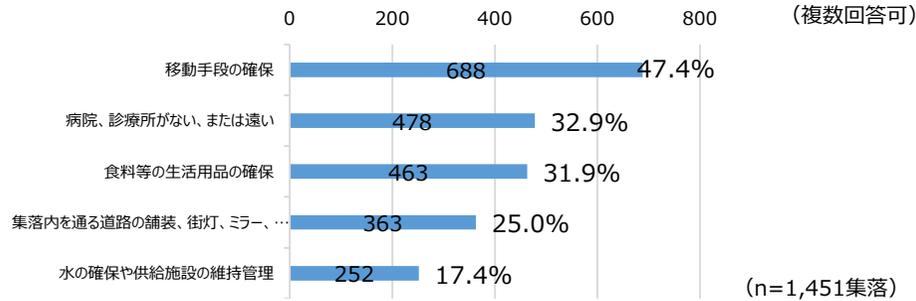
#### ⑤ 集落活動センターによる地域の変化

■ 集落活動センターの取り組みは一定の成果を確認…「(多少又はとても)良くなった」(58.0%) など



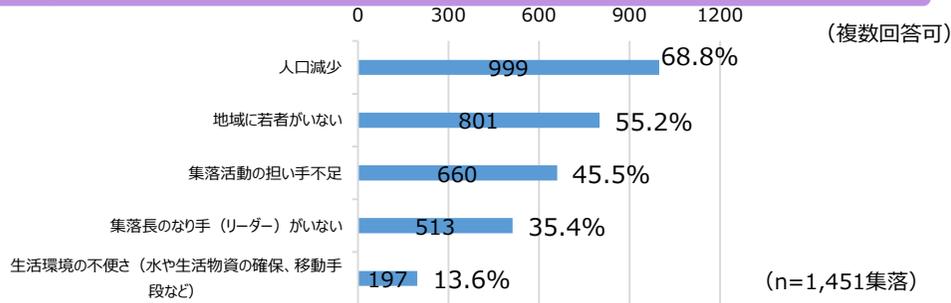
## ■生活環境

### ⑥ 日常生活で不便に感じていること（上位5つ）



## ■集落代表者、住民の皆様が感じていること

### ⑧ 集落代表者から見た集落の課題（上位5つ）



## ■集落の活性化に向けて

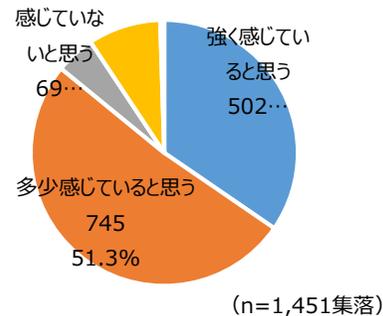
### ⑨ 集落への「誇り」や「愛着」

■前回調査と同様に誇りや愛着を感じている・・・「（強く又は多少）感じている」（93.0→85.9%）など

<H23>



<R3>



## ■中山間の産業づくり

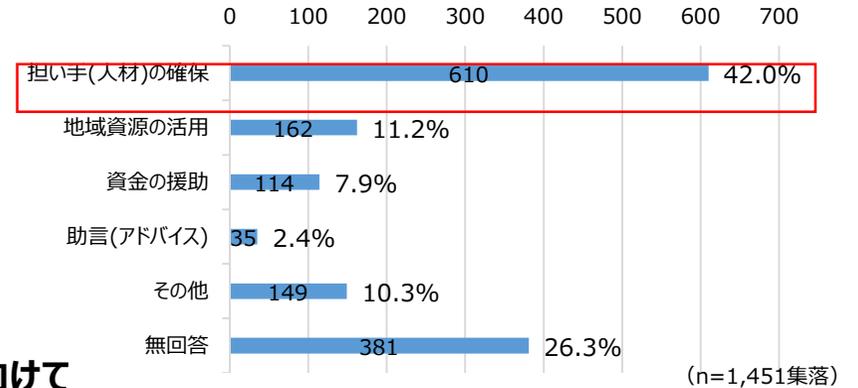
### ⑦ 集落の主要産業

◆主要産業の現状・・・『衰退している』 : **81.1%** (n=1,451集落)

【産業種別】最も多くの人に住んでいた当時 → 現在

・ 農業	: 1,213件 (83.6%)	→ 860件 (59.3%)
・ 林業	: 658件 (45.3%)	→ 66件 (4.5%)
・ 水産業	: 58件 (4.0%)	→ 20件 (1.4%)
・ その他	: 121件	→ 113件 (n=1,451集落)

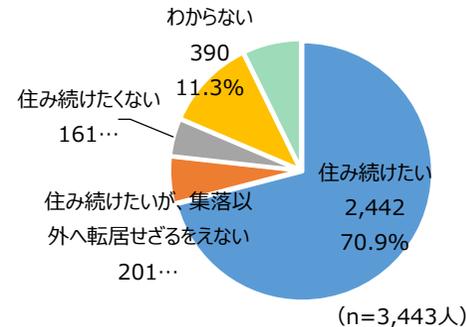
◆産業振興に必要なもの・・・



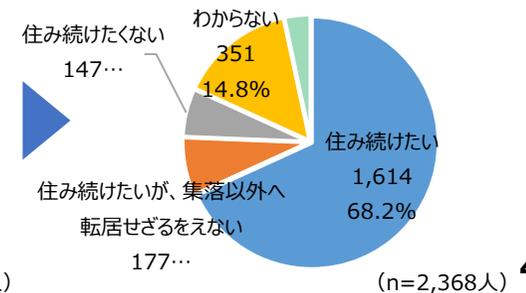
### ⑩ 定住の意向

■前回調査と同様に住み続けたいという希望がある・・・「住み続けたい」（70.9→68.2%）など

<H23>



<R3>

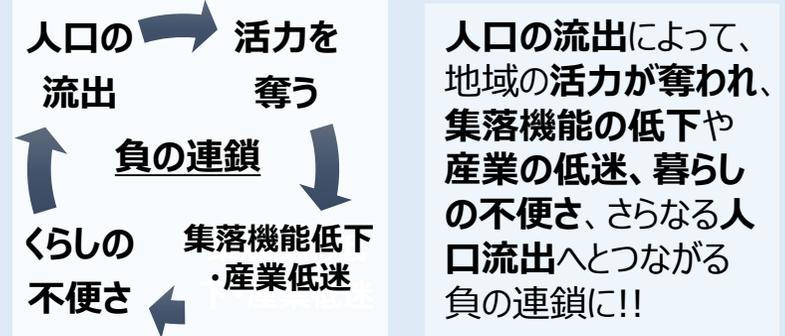


# ■ 今後の中山間対策の方向性

## <集落実態調査の総括>

- 集落実態調査の結果より、人口減少や高齢化による**集落機能の低下**、飲料水・生活用品の確保や移動手段などの**日常生活の不便さ**、農林業などの**基幹産業の衰退**、地域の**担い手不足**など、厳しい現状が改めて明らかとなった。
- 一方で、集落に誇りと愛着を持ち、住み慣れた地域で暮らしていきたいという住民の皆さまの変わらない思いも再確認した。

## 小規模集落に共通して見られる課題



こうした連鎖を食い止めるため・・・

一人ひとりが暮らし続けられる**生活環境づくり**を進めるとともに、地域に**活力**を生み出す取り組みや、地元で働き続けることができる**産業づくり**を支援！

「くらし」「活力」「しごと」の3つの柱と8つの施策**[山中八策]**で中山間対策を抜本強化!!

### 柱1 「くらし」を支える

～暮らし続けられる環境づくり～

- I 生活環境づくり
- II 安全・安心の確保



### 柱2 「活力」を生む

～地域を支える活力の創出～

- III 集落活動センターの推進
- IV 小さな集落の活性化
- V 中山間の人づくり
- VI デジタル技術の活用



### 柱3 「しごと」を生み出す

～所得向上と雇用創出～

- VII 基幹産業の振興
- VIII 新たな生業、仕事づくり



# ■ 集落实態調査を踏まえた中山間対策の施策体系【山中八策】

地域住民が支え合い、暮らし続けることができる持続可能（サステナブル）な中山間地域の実現に向けて、「**くらし**」を支える、「**活力**」を生む、「**しごと**」を生み出すの3つを政策の柱として、**8つの施策**を掲げ、全庁が一体となって中山間対策を進める。

## 第一策

### 生活環境づくり

テーマ：中山間地域で暮らし続けることができる環境づくり

- ◇ 飲料水の確保に向けた環境整備
  - ・給水施設、浄水装置などの整備
  - ・施設の維持管理の効率化に向けた仕組みづくり
- ◇ 生活用品を確保するための環境づくり
  - ・移動販売、買い物代行などの仕組みづくり
  - ・地域商店の維持に向けた支援（店舗改修、事業承継、空き家活用など）
- ◇ 地域交通の維持・確保
  - ・県と市町村における地域交通計画の策定
  - ・コミュニティバスなど、地域の課題に応じた移動手段の確保対策
- ◇ 鳥獣被害対策の推進
  - ・防除対策の推進
  - ・捕獲対策の強化

「くらし」を支える  
～暮らし続けられる環境づくり～

## 第二策

### 安全・安心の確保

- ◇ 住民の身近な地域での支え合い、助け合いの仕組みづくり
  - ・支援が必要になっても活躍し続けることができる地域づくり
  - ・あったかふれあいセンターの機能強化・市町村における包括的な支援体制の整備
- ◇ 福祉サービスの充実による安全・安心の確保
  - ・中山間地域での介護サービス確保など
  - ・高齢者等の生活支援の充実

テーマ：中山間地域で健やかに安心して暮らせる仕組みづくり

- ◇ 地域医療体制の確保
  - ・へき地勤務医師や看護職員の確保
  - ・在宅医療体制の充実（訪問看護、在宅服薬指導、オンライン診療）
- ◇ 地域防災力の強化
  - ・災害に強い人づくり・地域づくり
  - ・避難所の確保、資機材の整備
  - ・地域住民の安全・安心の確保

## 第三策

### 集落活動センターの推進

テーマ：集落活動センターのさらなる取り組みの強化

- ◇ 集落活動センターの取り組みの継続・発展
  - ・活動内容の拡充、運営基盤の強化（農村RMO、中山間地域等直拡交付金の活用など）
  - ・後継者育成や地域外からの人材確保による活動への参画者の拡大
- ◇ 集落活動センターの取り組みの県内への普及・拡大
  - ・センターの取り組みの情報発信の強化（SNSなどの活用、物販・交流イベントの開催など）
- ◇ 集落活動センター相互の連携・ネットワークの構築
  - ・連絡協議会の活動基盤の強化（ブロック別の活動強化、相互交流・連携事業の促進）
  - ・地域団体や民間事業者、大学等との連携強化

## 第八策

### 新たな生業、仕事の創出

- ◇ 中山間地域の強みを生かした、多様な形態の仕事づくり
  - ・起業・新事業展開の促進
  - ・小規模林業の推進
  - ・地域の事業所（商店）の継業促進
  - ・特定地域づくり事業協同組合の立ち上げ促進
- ◇ 小さなビジネスの創出
  - ・集落活動センターや地域団体・グループの地域ビジネスの育成、強化
  - ・特用林産の振興

テーマ：中山間地域の特性を生かしたビジネス、産業づくり

「しごと」を生み出す  
～所得向上と雇用創出～

### 中山間地域の活性化 〈将来イメージ〉



## 第四策

### 小さな集落の活性化

- ◇ 「小さなぎやか集落」の創出
  - ・小さな集落の共同作業や地域活動の再生
  - ・地域の伝統文化などの継承
- ◇ 集落活動センターとの連携
  - ・集落活動センターと小さな集落の協働の仕組みづくり
- ◇ 関係人口の創出
  - ・NPO、大学、民間事業者、観光客、ファンなどの地域活動への参画促進
  - ・地域と地元大学との協働による地域づくり

テーマ：「小さなぎやか集落」の仕組みづくり

「活力」を生む  
～地域を支える活力の創出～

## 第七策

### 基幹産業の振興

- ◇ 農業の振興
  - ・生産力の向上と高付加価値化による産地の強化
  - ・中山間地域の農業を支える仕組みの再構築
  - ・流通・販売の支援強化
  - ・多様な担い手の確保・育成
  - ・農業全体を下支えする基盤整備の推進と農地の確保
- ◇ 林業の振興
  - ・原木生産の拡大
  - ・木材産業のイノベーション
  - ・木材利用の拡大
  - ・担い手の育成・確保
- ◇ 水産業の振興
  - ・漁業生産の構造改革
  - ・市場対応力のある産地加工体制の構築
  - ・流通・販売の強化
  - ・担い手の育成・確保
- ◇ 商工業の振興
  - ・絶え間ないものづくりへの挑戦
  - ・外商の加速化と海外展開の促進
  - ・商業サービスの活性化
  - ・デジタル技術の活用による生産性の向上と事業構造の変革の推進
  - ・事業承継・人材確保の推進
- ◇ 観光業の振興
  - ・戦略的な観光地域づくり
  - ・効果的なセールス&プロモーション
  - ・おもてなしの推進
  - ・国際観光の推進
  - ・事業体の強化と観光人材の育成
- ◇ 連携テーマの推進
  - ・デジタル化の促進
  - ・グリーン化の促進
  - ・グローバル化の促進
  - ・外商活動の全国展開
  - ・担い手の育成・確保
- ◇ 地域アクションプランの推進
  - ・220事業を推進

テーマ：中山間地域で暮らし稼げる産業づくり

## 第六策

### デジタル技術の活用

テーマ：デジタル技術の活用による課題解決と活性化

- ◇ 情報環境の整備
  - ・情報通信基盤の整備及び高度化支援（光ファイバー整備など）
  - ・スマートフォン活用サポーターの養成
- ◇ 暮らしの課題解決に向けたデジタル技術の活用
  - ・集落の水資源管理の負担軽減
  - ・移動販売などの効率化・省力化
  - ・オンライン診療の推進
  - ・遠隔教育などでの活用拡大
  - ・地域交通の利便性の向上（自動運転、MaaSなど）
- ◇ 地域の再生、活性化に向けたデジタル技術の活用
  - ・離島や山間部などの条件不利地域における仕組みづくり

## 第五策

### 中山間の人づくり

- ◇ 県外からの移住促進
  - ・裾野の拡大
  - ・マッチングの強化
  - ・受入体制、受入環境の整備（空き家対策等）
- ◇ 地域外からの人材の確保
  - ・地域おこし協力隊の確保
  - ・交流人口の拡大
- ◇ 地域内での人材の育成
  - ・福祉人材の育成・確保
  - ・地域活動のリーダー、後継者の育成
- ◇ 産業人材の育成、確保
  - ・産業人材の育成（土佐MBA）
  - ・専門人材の育成（土佐の観光創生塾、高知デジタルカレッジなど）
- ◇ 中山間地域の教育の振興
  - ・遠隔授業などによる多様な進路希望の実現
  - ・魅力ある学校づくり

テーマ：中山間地域の未来を担う人材確保・育成